

○大府市認知症高齢者等の見守り及び個人賠償責任保険事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例（平成29年大府市条例第27号）の理念に基づき、自力で外出することが可能で行方不明となるおそれのある認知症高齢者等（認知症の疑いのある者並びに若年性認知症者及びその疑いのある者を含む。以下「認知症高齢者等」という。）及びその家族に対し実施する、おおぶ・あったか見守りネットワーク事業及び個人賠償責任保険事業（以下これらを「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症高齢者等の登録に関すること。
- (2) 搜索協力者の募集及び登録に関すること。
- (3) 認知症高齢者等の搜索及び連絡体制の構築に関すること。
- (4) 愛知県、他市町村、関係機関、協力機関及び市民の連携に関すること。
- (5) 認知症高齢者等の身元確認調査に関すること。
- (6) 認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業に関すること。
- (7) その他事業の推進に関すること。

(登録対象者)

第3条 前条第1号の登録の対象者（以下「登録対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認知症高齢者等
- (2) 自力で外出することが可能で行方不明となるおそれのある障がい者

(届出)

第4条 第2条第1号の登録を受けようとする者は、おおぶ・あったか見守りネットワーク事業登録届（第1号様式）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を登録するものとする。

3 登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとする者は、おおぶ・あったか見守りネットワーク事業変更・廃止届（第2号様式）により市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合は、登録内容を変更し、又は登録を廃止するものとする。

5 第1項及び第3項の規定による届出ができる者は、登録対象者本人、登録対象者の親族若しくは成年後見人、登録対象者が入所する介護保険施設等の職員又は登録対象者に係る行方不明届を警察署に提出する権限を有する者とする。

(搜索協力者の募集・登録)

第5条 市長は、地域の見守り体制を強化するため、搜索協力者を募り、登録を行うもの

とする。

2 前項に規定する搜索協力者の登録及び登録の廃止は、メール配信システムにおいて行うものとする。

3 市長は、搜索協力者に対して、次条第2項に規定する電子メールによる配信のほか、認知症に関する情報を配信するものとする。

(連絡及び搜索)

第6条 第4条第5項に規定する者は、当該届出に係る登録対象者が行方不明となったときは、警察署に行方不明届を提出するとともに、市長へ搜索協力を依頼することとする。

2 市長は、前項の規定による依頼に基づき、搜索協力者に対して、行方不明となった当該届出に係る登録対象者（以下「行方不明者」という。）に関する情報及び行方不明時の状況を電子メールにより配信し、搜索を依頼するものとし、搜索協力者は、可能な範囲で搜索に協力するものとする。

3 市長は、大府市地域見守り活動に関する包括協定を締結した事業者及び関係機関に対して行方不明者の搜索を依頼するものとし、当該事業者は、可能な範囲で搜索に協力するものとする。

4 市長は、必要に応じて、愛知県及び他市町村に対して、広域での行方不明者の搜索協力依頼を行うものとする。

5 市長は、行方不明者の発見の連絡を受けた場合は、搜索協力者並びに第3項の事業者及び関係機関にその旨を連絡するものとする。

6 市長は、愛知県及び他市町村から身元確認調査又は認知症高齢者等の搜索依頼があった場合は、搜索協力者並びに第3項の事業者及び関係機関に対して情報を提供し、協力を依頼するものとする。

(個人賠償責任保険)

第7条 市は、保険会社と保険契約を締結し、保険料を支払うものとする。

2 個人賠償責任保険の対象となる者は、認知症高齢者等で、第4条第2項の規定により登録を受けた者のうち、在宅で生活するものとする。

3 個人賠償責任保険に加入しようとする者は、第4条第1項の規定による届出（同条第3項の規定による変更の届出を含む。）の際に、その旨を市長に届け出るものとする。

(事故発生時の報告)

第8条 第4条第5項に規定する者（第3条第1号に該当する登録対象者に係る届出に限る。）は、保険契約に該当する事故が起こった場合は、事故報告書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の事故報告書の提出を受けた場合は、保険会社が指定する受付窓口当該事故報告書を提出するものとする。

3 保険会社は、前項の規定による事故報告書の提出があった場合は、提出があった月の翌月10日までにその対応状況を市長に報告しなければならない。

(約款及び特約条項)

第9条 個人賠償責任保険事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の定めるところによる。

(守秘義務)

第 10 条 事業に携わるものは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）に基づき、個人情報保護の重要性を認識し、知り得た情報を事業の目的以外では他人に漏らしてはならない。第 4 条第 3 項の規定により登録を廃止した場合も同様とする。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。